

平成 24 (2012) 年 3 月 1 日

女 川 町

独立行政法人 都市再生機構

## 東 日 本 大 震 災 関 係

### 女川町の復興まちづくりをURが総合的にサポート。 ～女川町とUR都市機構がパートナーシップ協定を締結～

平成 24 年 3 月 1 日、「女川町復興まちづくり推進パートナーシップ協定調印式」が開催されました。女川町とUR都市機構は、協力して復興まちづくりを推進していきます。

#### ■趣旨

3月1日、協定調印式が開催され、女川町とUR都市機構の間でパートナーシップ協定を締結しました。

URは、未曾有の被害をもたらした大災害からの早期復興を目指し、これまでの災害復興支援の経験を活かすとともに、組織をあげて新たな知恵と工夫を積み重ね、女川町の復興まちづくりの推進を総合的にサポートしていきます。

今後、離半島部を含めた町全体の復興に向け、女川町とURは双方の合意に基づき、復興計画のコーディネートや復興事業などを協力して進めていきます。

- ・ 別添 1 : 協定書
- ・ 別添 2 : UR都市機構による震災復興の住まいづくり  
－災害公営住宅建設の支援－
- ・ 別添 3 : UR都市機構による震災復興まちづくり  
－復興整備事業支援－

○ お問い合わせは下記へお願いします。

女川町復興対策室参事 柳沼 電話 0225 (54) 3131

UR都市機構 宮城・福島震災復興支援事務所

計画調整チームリーダー 池田 電話 022 (748) 1086

女川町と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災にかかる  
復興まちづくりの推進のためのパートナーシップ協定

女川町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップを確認し、東日本大震災の被災地域における復興まちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は、女川町の復興まちづくりを先導的に推進することが、東日本大震災の被災地域での復興に資するとの認識に立ち、相互に協力し、誠意をもって協議を行い、円滑な推進に努めるものとする。

（役割分担等）

第2条 甲及び乙は、復興まちづくりを円滑かつ効果的に進めるため、企画・計画調整、その他必要な情報交換等を行うものとする。

- 2 甲は、復興まちづくりの実施主体として、計画策定、合意形成及び事業の実施を行う。
- 3 乙は、甲が行う前項の計画策定、合意形成及び事業の実施に専門的立場から包括的、総合的に協力する。
- 4 甲は、乙が前項の協力を行うに当たり、乙が円滑に業務遂行できるよう、必要な業務環境等を整えるものとする。
- 5 乙が第3項の規定に基づく協力を行うに当たっては、その具体的内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月1日

甲 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川136番地

女川町長

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

独立行政法人都市再生機構

理事長

## UR都市機構による震災復興の住まいづくり

——災害公営住宅建設の支援——

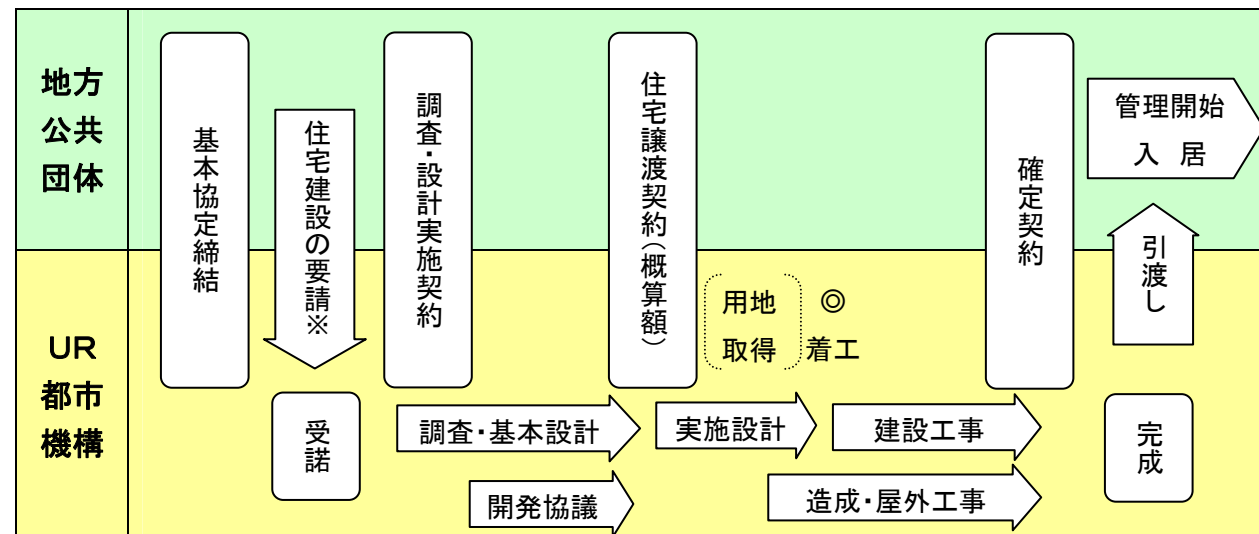
### <東日本大震災におけるURの支援状況>

- 被災者の方に一定期間無償でUR賃貸住宅を提供
  - 応急仮設住宅用地の提供(仙台市あすと長町地区、いわきNT地区、盛岡南新都心地区)
  - 応急仮設住宅建設に延べ181人を派遣(岩手県、宮城県、福島県)
  - URの震災復興支援体制(平成24年2月1日現在)
    - 現地体制は73名(宮城・福島震災復興支援事務所39名、岩手震災復興支援事務所34名)
    - うち、復興計画策定等の技術的支援のため、次の17市町村に34名を派遣
- <岩手県>宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、野田村<宮城県>石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町<福島県>新地町

### <参考>阪神・淡路大震災におけるURの支援活動

- 延べ7,300人を派遣し、建物応急危険度判定、宅地被害対策調査、応急仮設住宅建設を支援
  - 最大260人体制の震災復興事業本部を設置し、復興まちづくりを支援
- 国・兵庫県・被災市と共同で災害復興住宅設計指針を策定  
 ○当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を整備  
 ○被災者・地権者等の合意形成を図り、市街地の復興事業を推進
- ・市街地再開発事業5地区 ・土地区画整理事業4地区 ・住宅市街地総合支援事業14地区

### ◎ UR都市機構の災害公営住宅建設支援フロー



※UR都市機構は、独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく地方公共団体からの要請に基づき住宅建設します。

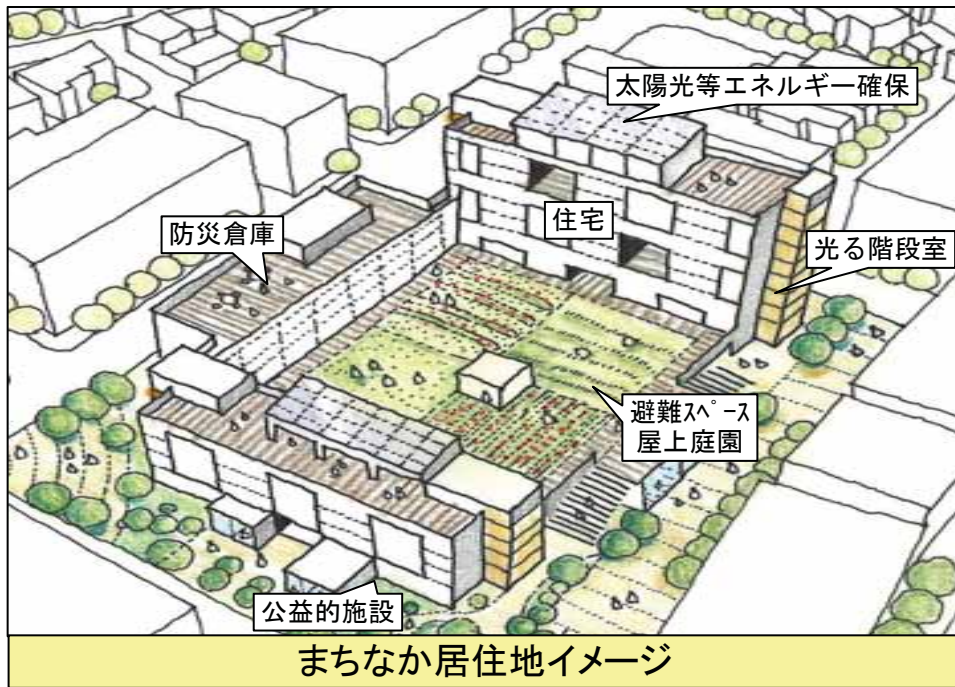
### <お問い合わせ先>

- ◎独立行政法人 都市再生機構 (<http://www.ur-net.go.jp/>)
- 震災復興支援室 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1  
 Tel 045-650-0478 Fax 045-650-0366
- 宮城・福島震災復興支援事務所 〒982-0111 宮城県仙台市太白区長町5-2-38  
 Tel 022-748-1086 Fax 022-748-1087
- 岩手震災復興支援事務所 〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル7階  
 Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028



—— 街に、ルネッサンス ——





まちなか居住地イメージ

## UR都市機構の総合力を活かした復興住宅支援

### ○豊富な実績

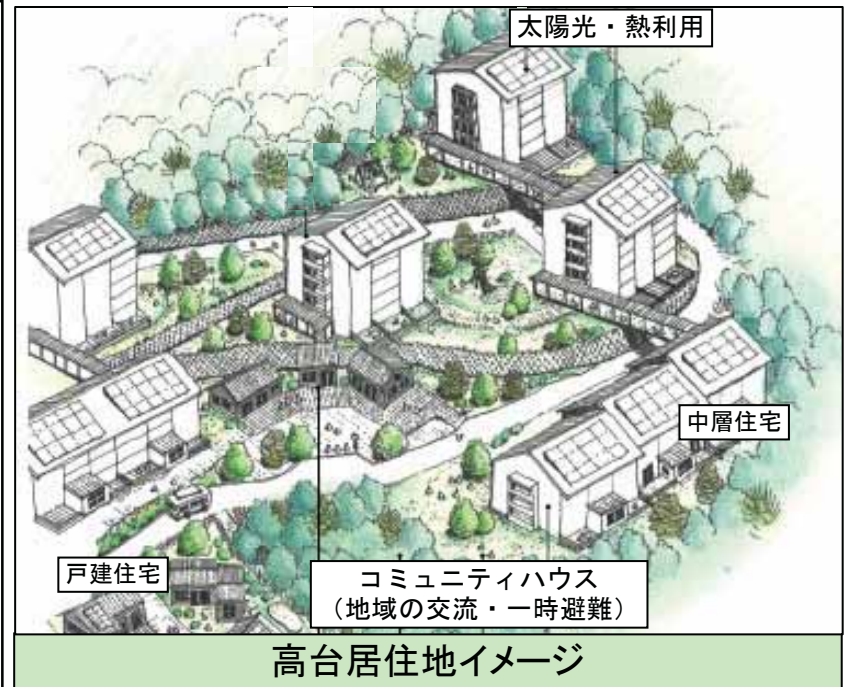
UR都市機構は、国の政策実施機関として半世紀以上にわたり、「人が輝く」まちづくり・住まいづくりをめざし、さまざまな取り組みを実践してきました。全国で約76万戸のUR賃貸住宅を管理するとともに、兵庫県や新潟県で震災復興の住宅建設、再開発・区画整理事業に取り組んできました。

### ○安心の技術力

計画策定から、用地調査、造成、設計、建設、工事監理まで一貫して、経験豊富な各分野のエキスパートが復興住宅建設を支援します。

### ○迅速な行動力

東日本大震災の早期復興のため、URのマンパワーが活用できます。平成7年の阪神・淡路大震災では、当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を建設しています。



高台居住地イメージ

## UR都市機構が提案する災害復興のすまいづくり 4つのキーワード

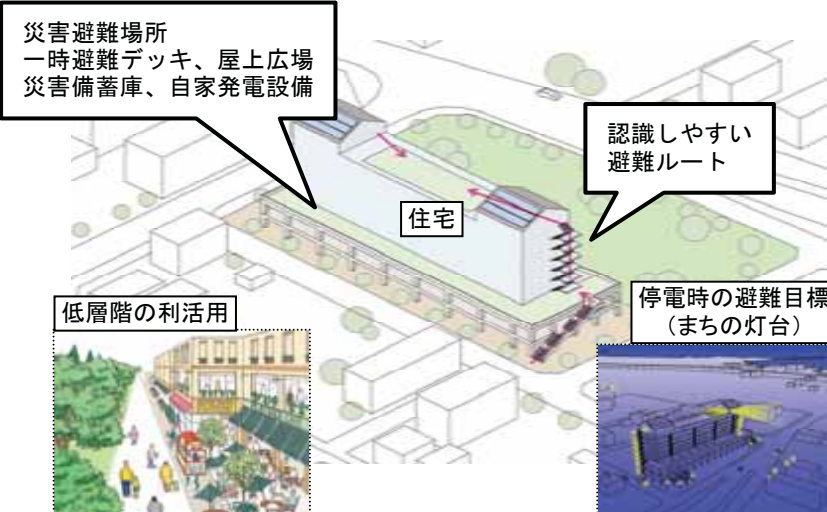
### 1 地域の防災拠点整備

#### ●津波避難ビルとなる復興住宅

- ・高台避難が困難な市街地では、復興住宅に設置する安全な高さのデッキや屋上広場の避難が有効。津波避難ビルとして活用。
- ・災害備蓄倉庫や自家発電装置設置で、数日間滞在できる避難所として利用。停電時に避難の目印となる「まちの灯台」

#### ●低層階の活用による賑わいの創出

- ・住宅の低層部は、耐震・耐波性能を確保の上、賑わい施設や駐車場として利用



### 3 環境への配慮

#### ●省エネ徹底住宅

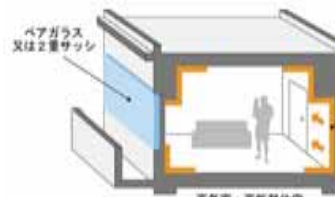
- ・高気密・高断熱住宅 (二重サッシ・ペアガラス・屋上緑化)
- ・省エネ設備の導入 (LED照明・節水・節湯水栓・高効率給湯器)

#### ●再生可能エネルギーの導入

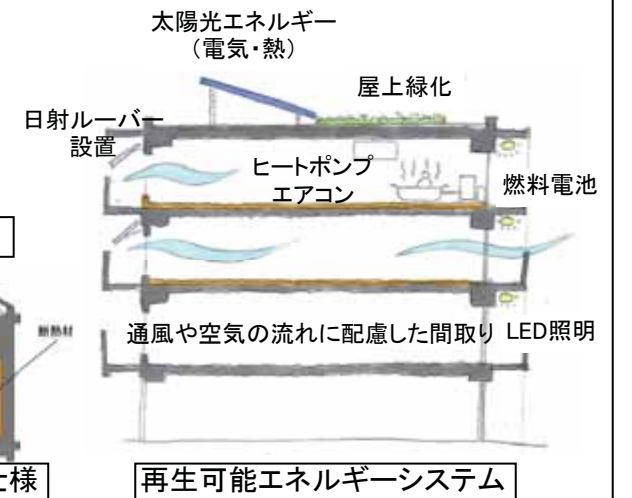
- ・太陽光パネルの設置
- ・風力発電・雨水利用システムの設置
- ・コージェネレーション設備の設置
- ・地域のエネルギー融通計画に協力



手押しポンプ(雨水利用)



高気密・高断熱仕様



再生可能エネルギーシステム

### 2 高齢者・子育て層の安心居住

#### ●高齢者の安心居住

- ・住み慣れた地域で、できるだけ長く在宅生活を続けられる住空間
- ・交流施設の設置や見守りサービスの提供
- ・徹底したバリアフリー対策

#### ●地域の福祉拠点整備

- ・地域介護・医療・子育て等のサービス拠点の併設
- ・地域の民間事業者、NPO法人との連携



居住者の絆を育むコミュニティ食堂



交流を楽しむコミュニティガーデン



団地内 子育て拠点



バリアフリー

### 4 地域に根ざした住宅建設

#### ●地域密着の住宅計画

- ・地域の風土、歴史、特色を生かした住宅計画の提案
- ・被災者の意見を反映した住宅計画づくり

#### ●地元産業の活性化

- ・公共団体の要請により、地元事業者や地元木材等の活用

#### ●地域の景観に配慮

- ・地域のまちなみや美しい景観に配慮した計画づくり



ワークショップを通じた地元意見の反映



地元産材の活用



松島の景観(出典:宮城県HP)



地元事業者・地元産材を活用した住宅イメージ (事例写真:岩手県営住宅)

# UR都市機構による震災復興まちづくり — 復興整備事業支援 —

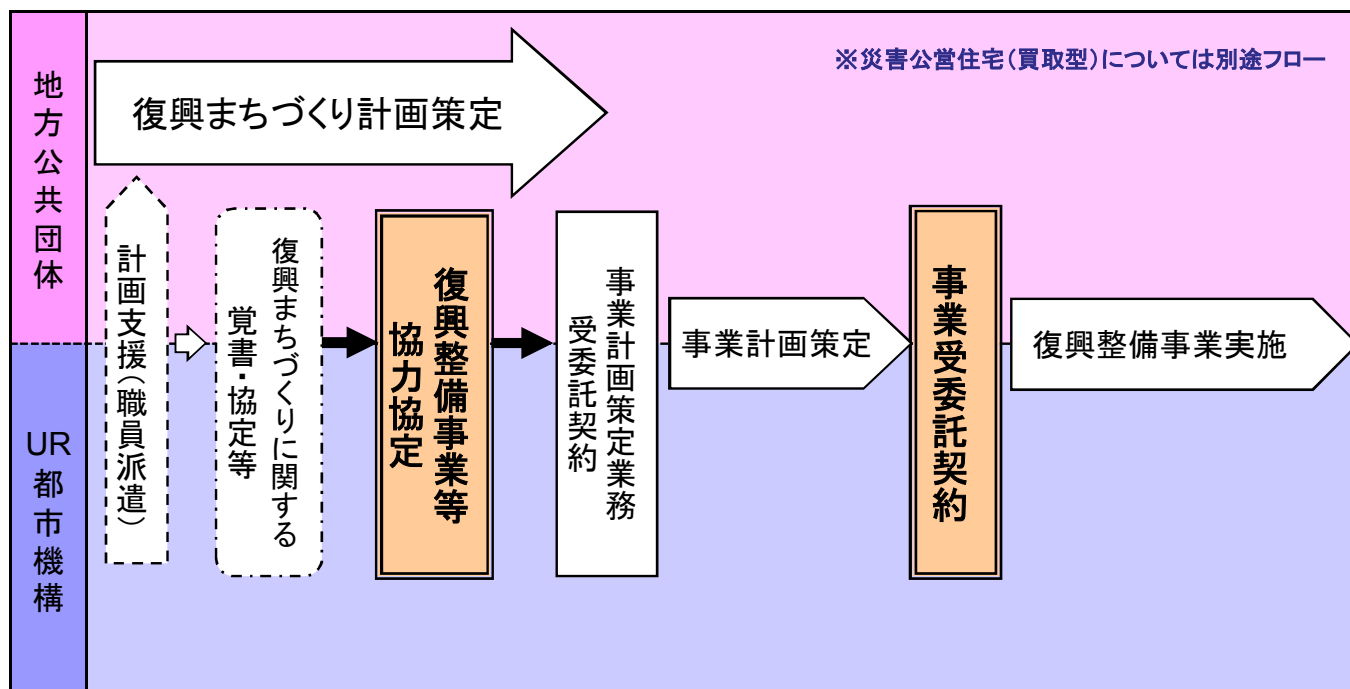
## ■ 復興特区法におけるUR都市機構の位置づけ

「東日本大震災復興特別区域法」において、UR都市機構は、従来の業務のほか、委託に基づき、**復興整備計画に記載された復興整備事業**を行うことができることとなりました。

- ・土地区画整理事業の受託
- ・防災集団移転促進事業の受託
- ・災害公営住宅整備事業の受託※ 等

※ 災害公営住宅整備事業(買取型)については都市機構法(第11条1項16号)において規定

## ■ UR都市機構の復興整備事業基本支援フロー



<お問い合わせ先>

◎独立行政法人 都市再生機構  
宮城・福島震災復興支援事務所  
〒982-0111 宮城県仙台市太白区長町5-2-38  
Tel 022-748-1086 Fax 022-748-1087

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構